

よくある質問

目次

1 業種拡大・縮小に関すること

- 1-1 ペットホテルをしているが、老犬・老猫ホームも始めたい。
- 1-2 トリミングサロンをしているが、ペットホテルも始めたい。
- 1-3 猫カフェをしているが、猫の販売も始めたい。
- 1-4 猫カフェをしているが、猫の譲渡も始めたい。
- 1-5 犬猫の販売をしているが、小動物の販売も始めたい。
- 1-6 小動物の販売だけしているが、犬猫の販売も始めたい。
- 1-7 小動物と犬猫の販売をしているが、犬猫の販売だけやめたい。
- 1-8 販売業と保管業を持っているが、販売業だけやめたい。
- 1-9 犬の出張訓練をしていたが、預かり訓練も始めたい。
- 1-10 ペットサロンをしているが、新たにグッズやフードの販売を始めたい。

2 変更に関すること

- 2-1 お店を移転したい(市内)。
- 2-2 お店を移転したい(市外)。
- 2-3 お店の名前を変更したい。
- 2-4 経営者が変わった。

3 飼養施設に関すること

- 3-1 飼養施設を改築・増設した。
- 3-2 飼養施設を同じ場所で建て替えた。
- 3-3 飼養施設を2か所に増やしたい。

4 動物取扱責任者に関すること

- 4-1 動物取扱責任者を変更したい。
- 4-2 以前取得した民間の資格の有効期限が切れてしまったが、動物取扱責任者の要件として認められるか。
- 4-3 「一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること」の学校や教育機関はどのようなものが該当するか。
- 4-4 「公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験」とは何か。
- 4-5 パートやアルバイトでも動物取扱責任者要件の常勤職員としての実務経験と認められるか。
- 4-6 動物取扱業が届出制になる以前(平成12年以前)の従事期間は動物取扱責任者の実務従事期間として認められるか。

5 その他

- 5-1 広告(ホームページやSNSを含む)を掲載したいが、どのようなことに気を付けなければならないか。
- 5-2 イベントに出展したいがどうすればよいか。
- 5-3 登録証をなくしてしまった。

1 業種拡大・縮小に関すること

1-1 ペットホテルをしているが、老犬・老猫ホームも始めたい。

ペットホテルは「保管業」に該当しますが、老犬・老猫ホームは「譲受飼養業」に該当します。

新たに「譲受飼養業」の登録が必要です。動物取扱責任者は同一事業所であれば兼任できますが、資格要件は業種で変わる場合がありますので各自で確認してください。

なお、登録手数料15000円が必要です。

1-2 トリミングサロンをしているが、ペットホテルも始めたい。

トリミングサロンもペットホテルも「保管業」に該当します。新たな登録は必要ありませんが、『業務内容・実施方法変更届出書(様式第5)』の提出が必要です。

また現在、飼養施設が無く、飼養施設を新たに設置する場合は、『飼養施設設置届出書(様式第6)』、『飼養施設の平面図』、『飼養施設付近の見取り図』の提出も必要です。

1-3 猫カフェをしているが、猫の販売も始めたい。

猫カフェは「展示業」に該当しますが、猫の販売は「販売業」に該当します。「販売業」の新規登録が必要です。

登録手数料は15000円です。

1-4 猫カフェをしているが、猫の譲渡も始めたい。

猫カフェは「展示業」に該当しますが、猫の譲渡は営利性がなく反復・継続して行われるものであれば第二種動物取扱業の「譲渡し業」に該当します。第二種動物取扱業の「譲渡し業」の届出が必要です。手数料はかかりません。

1-5 犬猫の販売をしているが、小動物の販売も始めたい。

犬猫の販売も小動物の販売も「販売業」に該当します。新たな登録は不要ですが、『第一種動物取扱業変更届出書(様式第7)』を提出してください。

なお、対象動物は、哺乳類、鳥類、爬虫類です。

1-6 小動物の販売だけしているが、犬猫の販売も始めたい。

小動物の販売も犬猫の販売も「販売業」に該当します。

新たな登録は不要ですが、『第一種動物取扱業変更届出書(様式第7)』、『犬猫等健康安全計画(様式1別記2)』、『犬猫等販売業開始届出書(様式第6の2)』の提出が必要です。

1-7 小動物と犬猫の販売をしているが、犬猫の販売だけやめたい。

『第一種動物取扱業変更届出書(様式第7)』、『犬猫等販売業廃止届出書(様式第7の2)』を提出してください。

1-8 販売業と保管業を持っているが、販売業だけやめたい。

販売業の『廃業等届出書(様式第8)』、『登録証』を提出してください。

1-9 犬の出張訓練をしていたが、預かり訓練も始めたい。

出張訓練も預かり訓練も「訓練業」に該当します。新たな登録は不要ですが、『業務内容・実施方法変更届出書(様式第5)』の提出が必要です。また、現在飼養施設が無く、飼養施設を新たに設置する場合は、『飼養施設設置届出書(様式第6)』、『飼養施設の平面図』、『飼養施設付近の見取り図』の提出も必要です。

1-10 ペットサロンをしているが、新たにグッズやフードの販売を始めたい。

グッズやペットフードについては、動物取扱業とは関係ありませんので特に届出などの必要はありません。各自、所管する法律等を確認してください。

2 変更に関すること

2-1 お店を移転したい(市内)。

飼養施設を有している場合	一旦、現在の事業所を廃業し、移転先の事業所で新規登録となります。廃業手続きには、『廃業等届出書(様式第8)』、『登録証』の提出が必要です。
飼養施設が無い場合 ※出張訓練やペットシッターなど	『第一種動物取扱業変更届出書(様式第7)』を提出してください。

2-2 お店を移転したい(市外)。

北九州市内で開業している事業所の廃業手続きをして、移転先の自治体で新たに新規登録の手続きを行ってください。廃業手続きには、『廃業等届出書(様式第8)』、『北九州市での登録証』の提出が必要です。

2-3 お店の名前を変更したい。

『第一種動物取扱業変更届出書(様式第7)』を提出してください。

2-4 経営者が変わった。

申請者が『個人から法人に変更された』、『法人から個人に変更された』などの変更があった場合、現在の登録の廃業手続き後、新規登録が必要です。

居抜きで前の経営者から引き継いだなどの場合も現在の登録の廃業手続き後、新規登録が必要です。

また、申請者が法人で役員(代表取締役等含む)に変更があった場合は、『第一種動物取扱業変更届出書(様式第7)』、『登記事項証明書』、『役員の氏名及び住所』を提出してください。

3 飼養施設に関すること

3-1 飼養施設を改築・増設した。

新しい飼養施設の面積が、登録時の延べ床面積の30%以上増減した場合は『第一種動物取扱業変更届出書(様式第7)』、『飼養施設の平面図』の提出が必要です。
なお、30%未満の場合は、届出は不要です。

3-2 飼養施設を同じ場所で建て替えた。

建て替えた飼養施設の面積が、登録時の延べ床面積の30%以上増減した場合は『第一種動物取扱業変更届出書(様式第7)』、『飼養施設の平面図』の提出が必要です。
なお、建て替えにより住所が変更された場合は、廃業手続きの上、新規登録が必要です。

3-3 飼養施設を2か所に増やしたい。

それぞれの施設ごとに登録し、動物取扱責任者を設置してください。

4 動物取扱責任者に関すること

4-1 動物取扱責任者を変更したい。

新しく動物取扱責任者になる者が資格要件を満たす必要があります。資格要件については、各自確認してください。

4-2 以前取得した民間の資格の有効期限が切れてしまったが、動物取扱責任者の要件として認められるか。

有効期限が切れた資格証などにより、資格取得の証明ができれば必ずしも有効期限には縛られません。

4-3 「一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること」の学校や教育機関はどのようなものが該当するか。

学校法人であること、履修期間が1年以上であること、業の種別ごとに必要な内容を履修していることが条件です。
履修内容については、業種ごとに個別に判断しますのでお問い合わせください。

4-4 「公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験」とは何か。

『動物取扱責任者等の要件を満たしている資格一覧』をご覧ください。

4-5 パートやアルバイトでも動物取扱責任者要件の常勤職員としての実務経験と認められるか。

パートやアルバイトの雇用形態でも1週間に勤務する時間数が事業所で定める勤務時間に達していれば常勤の職員とみなします。
なお別途、実務経験従事証明書を提出する必要があります。

4-6 動物取扱業が届出制になる以前（平成12年以前）の従事期間は動物取扱責任者の実務従事期間として認められるか。

認められません。

5 その他

5-1 広告（ホームページやSNSを含む）を掲載したいが、どのようなことに気を付けなければならないか。

広告には、氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載してください。（P9参照）
また、幼齢時の愛らしさや生態および習性に反した行動などを過度に強調したりして、誤解を与えないようにしてください。

5-2 イベントに出展したいがどうすればよいか。

移動展示販売や大規模即売会において販売を行おうとする場合、販売を実施する場所を事業所として登録し、その事業所において現物確認、対面説明を行う必要があります。
また、イベントでの動物取扱責任者は原則、店舗とは別の動物取扱責任者としてください。

5-3 登録証をなくしてしまった。

『第一種動物取扱業登録証亡失届出書(参考様式第2)』を提出してください。
なお、新しい登録証が必要な場合は『第一種動物取扱業登録証再交付申請書(参考様式第3)』を提出し、再交付を受けてください。手数料1000円が必要です。

内容にご不明な点等ありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

北九州市動物愛護センター
〒803-0801
小倉北区西港町24-7
Tel：093-581-1800
Fax：093-582-8852
平日 8：30～17：15